

活用されていますか？

知らなきゃ

# 介護医療 保険料控除

# 損



▶ 年収1,000万円のAさん(50歳男性)

▶ 月々 **27,960**円の保険料で  
介護リリーフαに加入

【契約例】無配当終身介護保障保険(保険料払込中無解約払戻金型) 介護保険金額:3,000万円

契約年齢:50歳(男性)／保険期間・保険料払込期間:終身／口座振替月払保険料:27,960円(主契約のみ)

◎保険料は、契約内容・契約年齢などにより異なります。

◎所得控除額を差し引いた後の課税所得金額が330万円～694.9万円(1,000円未満の端数金額切り捨て)として計算しています。

一般生命保険料控除・個人年金保険料控除は活用しておらず、「介護医療保険料控除」を上限4万円まで活用したことを前提とした場合

年間 **10,968**円の**税軽減効果**あり  
(詳細は裏面をご覧ください)

あくまで一例であり、年収・保険料・すでに加入している  
保険契約などによって税軽減効果は異なります。

## 【介護リリーフαの特長】

ポイント  
1

「認知症」による要介護状態はもちろん、  
その他の病気や事故による要介護状態も一生涯  
保障できます！

ポイント  
2

支払事由は公的介護保険制度に連動し、  
さらに当社所定の要介護状態も保障します。

### 公的介護保険制度連動(イメージ)

|         | 要介護1     | 要介護2 | 要介護3以上   |
|---------|----------|------|----------|
| 介護リリーフα | 保険料の払込免除 |      | 介護保険金の支払 |

or

当社所定基準

※介護リリーフαの正式名称は、無配当終身介護保障保険(保険料払込中無解約払戻金型)です。

この保険には、高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料払込期間中の解約払戻金(死亡給付金)はありません。

◎介護リリーフαは、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除とは別枠で介護医療保険料控除の適用を受けられます。

(所得税法第76条・地方税法第34条) 詳しくは担当者までお問い合わせください。

# 保険料・税軽減額例

【契約例】介護リリーフα 介護保険金額:3,000万円／保険期間・保険料払込期間:終身／口座振替月払保険料

【ケース①】一般生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除の対象となる保険契約がなく、新たに2012年1月1日以降に上記契約に加入し、介護医療保険料控除の適用を受けた場合

【ケース②】契約日が2011年12月31日以前の保険契約により、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除（所得税10万円・住民税7万円）の適用を受けており、新たに2012年1月1日以降に上記契約に加入し、介護医療保険料控除の適用を受けた場合

| 口座振替月払保険料 |     |         |
|-----------|-----|---------|
| 男性        | 40歳 | 20,400円 |
|           | 50歳 | 27,960円 |
|           | 60歳 | 42,630円 |
| 女性        | 40歳 | 25,350円 |
|           | 50歳 | 36,450円 |
|           | 60歳 | 58,200円 |

| 年収(目安)  | 税軽減額(年間)<br>( )内は、所得税軽減額＋住民税軽減額 |                       |
|---------|---------------------------------|-----------------------|
|         | ケース①                            | ケース②                  |
| 500万円   | 6,884円<br>(4,084円＋2,800円)       | 2,042円<br>(2,042円＋0円) |
| 1,000万円 | 10,968円<br>(8,168円＋2,800円)      | 4,084円<br>(4,084円＋0円) |
| 1,500万円 | 16,277円<br>(13,477円＋2,800円)     | 6,738円<br>(6,738円＋0円) |

◎上記契約例においては、いずれも年間の支払保険料が8万円以上で生命保険料控除が上限(所得税:4万円・住民税:2.8万円)となるため、年齢・性別による税軽減額の違いはありません。

◎上記に記載の年収500万円、1,000万円、1,500万円はあくまで目安であり、所得控除後の課税所得をそれぞれ、195万円～329.9万円、330万円～694.9万円、900万円～1,799.9万円(1,000円未満の端数金額切捨て)として税率の計算をしています。

**⚠ あくまで一例であり、年収・保険料・すでに加入している保険契約などによって税軽減効果は異なります。**

## 「所得税軽減額」の算出方法

生命保険料控除の金額×所得税率×(1+2.1%※1)

※1 復興特別所得税

## 「住民税軽減額」の算出方法

生命保険料控除の金額×10%※2

※2 道府県民税・都民税4%、市区町村民税6%

## ■生命保険料控除限度額

|              | 旧制度(2011年12月31日以前の契約) |         | 新制度(2012年1月1日以降の契約) |         |
|--------------|-----------------------|---------|---------------------|---------|
|              | 所得税                   | 住民税     | 所得税                 | 住民税     |
| 全体の所得控除限度額   | 100,000円              | 70,000円 | 120,000円            | 70,000円 |
| 一般生命保険料控除限度額 | 50,000円               | 35,000円 | 40,000円             | 28,000円 |
| 個人年金保険料控除限度額 | 50,000円               | 35,000円 | 40,000円             | 28,000円 |
| 介護医療保険料控除限度額 | 新制度にて新設               |         | 40,000円             | 28,000円 |

※ 上記ケース②のように、2011年12月31日以前の保険契約にて、すでに保険料控除の適用を10万円(一般生命保険料控除5万円・個人年金保険料控除5万円)を受けている場合は、2012年1月1日以降に新たに介護医療保険料控除4万円の適用を受けたとしても、所得税の合計適用限度額が12万円のため、2万円(12万円-10万円)しか適用されません。

## ■年間保険料と控除される金額

### 新制度(2012年1月1日以降の契約)

| 所得税                |                     | 住民税                |                     |
|--------------------|---------------------|--------------------|---------------------|
| 年間払込保険料額           | 控除額                 | 年間払込保険料額           | 控除額                 |
| 20,000円以下          | 払込保険料全額             | 12,000円以下          | 払込保険料全額             |
| 20,000円超 40,000円以下 | (払込保険料×1/2)+10,000円 | 12,000円超 32,000円以下 | (払込保険料×1/2)+6,000円  |
| 40,000円超 80,000円以下 | (払込保険料×1/4)+20,000円 | 32,000円超 56,000円以下 | (払込保険料×1/4)+14,000円 |
| 80,000円超           | 一律40,000円           | 56,000円超           | 一律28,000円           |

◎この資料は、2022年12月現在の商品内容・税制・社会保障制度に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この資料は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありませんので、あくまで参考情報としてご覧ください。

ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社

**DAIDO 大同生命保険株式会社**

本社(大阪)〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号  
(東京)〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号  
<https://www.daido-life.co.jp/>

【代理店】

**株式会社NEXT LINK**

〒500-8364 岐阜県岐阜市本荘中ノ町1-1  
TEL: 058-275-3558 FAX: 058-275-3556

C-2022-0058(2022年12月9日)2/2